

◎村内の危険箇所指定

昨年度、飯田建設事務所により、村内の土砂災害危険箇所の現地調査が実施されました。その結果、見直しされた危険箇所を長野県で指定いたします。スケジュールは次のとおりです。

- ①指定箇所の住民説明会 12月末までに実施
- ②警戒区域の最終指定 本年度末までに指定
- ③ハザードマップの作成 平成27年度に実施



台風接近による白又川の様子（平成25年6月）

◎気象情報の取得方法

避難勧告等は村の防災行政無線や音声告知放送等でお知らせしますが、以下の方法でも取得できます。

- ①気象庁 (<http://www.jma.go.jp/>)
- ②長野県 (<http://www.pref.nagano.lg.jp/>) のトップページから、河川・砂防・雨量情報のバナーを選択しますと、以下のサイトを閲覧できます。

A：長野県河川砂防情報ステーション…注意報・警報、降雨量、土壌雨量等が確認できます。

B：しんしゅうくらしのマップ…各地の危険箇所等が確認できます。（村内の危険箇所等は現在再調整中）

◎避難勧告等が発令された場合

情 報 区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避 難 準 備 情 報 (自 主 避 難)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった時	* 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 * 上記以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避 難 勧 告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避 難 指 示	* 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の活性する危険性が非常に高いと判断された状況 * 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 * 人的被害が発生した時	* 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 * 未だに避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、避難行動への猶予がない場合は生命を守る最低限の行動を開始

留意事項…自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や最寄りの建物の二階等に避難することも必要です。

災害(自然の猛威)に備えましょう！

～災害はいつ起きるかわかりません いざというときは、まず命を守ります～

全国各地で大雨やゲリラ豪雨による土砂災害が発生しています。7月に南木曾町で、8月には広島市・北海道礼文島で大規模な土砂災害により尊い生命が犠牲になりました。また9月には御嶽山の大噴火により60名を超える死者、行方不明者を数えることとなり、改めて自然の猛威を痛感させられました。

下條村でも、いつ災害が起きるかわかりません。いざというときは避難行動を含め、まずは命を守るための行動をお願いします。



平成18年7月豪雨による県内での土砂崩落

◎避難行動の基本的な対応

- 1 激しい降雨時には、河川に近づかない。
- 2 小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- 3 大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- 4 「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- 5 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、村にすぐに連絡する。
- 6 避難勧告が発令された時点で、立ち退き避難が困難な場合は、屋内でも上階の谷側に待避する。
- 7 避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、避難場所まで移動することが危険な場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、屋内に留まることも考える。
- 8 台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要です。
- 9 避難勧告等の対象となる区域はあくまでも目安であり、区域外であれば避難しなくても良いというものでなく、想定を上回る事象の発生も考慮して、危険と感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

◎防災マップの活用

平成24年4月に配布しました防災マップには、地震災害のマニュアルの他、避難施設が掲載されていますので、もう一度確認してください。